

第 85 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和6年7月18日（木）14時00分から16時15分まで
場所	広島県庁北館5階 収用委員会室
出席委員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①一級河川 芦田川水系 芦田川 外 河道浚渫工事 【東部建設事務所 三原支所】</p> <p>②一級河川 江の川水系 比和川 河川災害復旧工事(令和3年災第1613号・1工区) 【北部建設事務所 庄原支所】</p> <p>③一級河川 江の川水系 比和川 河川災害復旧工事(令和3年災 第1614号) 【北部建設事務所 庄原支所】</p> <p>④県庁中庭植栽基盤改良その他工事 【財産管理課】</p>
審議対象期間	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題（1） 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	148件
指名競争入札	81件
随意契約	8件
合計	237件

- 指名除外措置を行った件数は4件
○ 低入札価格調査を行った件数は66件
○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 質疑なし。

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 一級河川 芦田川水系 芦田川 外 河道浚渫工事

意見・質問

回答

- 1者しか入札がいなかった理由は何か。
- 資格要件を世羅町に絞って発注をかけたのはなぜか。
- 世羅町に7者入札に参加できる者がいた中で応札は1者になった。このような結果になることを予測して入札に参加出来る者を広げようとは考えなかったのか。
- 落札者は、応札額を予定価格と同額となる様に応札してきているが、複数応札があると予想するのならば、少額でも安く応札すると思うのだが、予定価格と合わせて応札する事はあるのか。
- 工事場所が少し離れている様に感じる。2つに工事を分けて発注も出来たのではないかと思うが、今回はなぜ一緒に発注にしたのか。
- 今回の工事は、浚渫工事としては金額的に大きいものであるか。
- 100%での応札というのは、落札できなくても良いという意味を含んでいるようにも感じるが、そのあたりの事情は何か知っているか。
- 人気のなさそうな工事の場合に競争性を高める方策はないのか。
- 感想として、一般競争入札なので、本来は1者でなくて、複数の者がいて競争を行うように工夫をしてほしい。

- 令和5年度発生災害工事の発注も多くあったことで、技術者の確保が難しかったのではないかと想定している。
- 地域要件の設定は工事の規模内容を踏まえて検討しており、本件については、比較的小規模な工事であることから、地域の業者に絞ったものである。
- 7者いるので複数の応札があるだろうと考えて発注にかけた。
- 応札者は、他に応札があるかは予想出来ない。複数応札があるとしても予定価格と同額で応札する場合もある。公表されている予定価格と同額の応札があり、また、応札者が1者であったということある。
- 今回は同じ河川での改修補修であり、比較的關係する内容であるため、業者としてもやりやすいと考えた。箇所間の距離も、通常合わせて発注することがある程度の範囲である。
- 小規模な工事である。
- 推測だが、他の災害工事でも労務者の確保が難しいということに加えて、今回の工事は断面当たりの掘削量が比較的少ないなどスケールメリットが取れにくい工事であり、採算性の観点から低い金額で応札するインセンティブが働かなかったのではないかと考える。
- 出来るだけ事業者がやりやすいように発注したいという気持ちはあるが、適切な工事の範囲規模で発注するのも大切であると考えており、いろんな工夫をして発注するということもあり得ると思うが、今回の工事ではこれが最も適切であったと考えている。

【東部建設事務所 三原支所長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 一級河川 江の川水系 比和川 河川災害復旧工事 (令和3年災第1613号・1工区)
 抽出事案3 一級河川 江の川水系 比和川 河川災害復旧工事 (令和3年災 第1614号)

意見・質問

回答

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 業者の指名の考え方について教えてください。 ○ 指名を受けた業者は、自分以外のどの者が指名されているのか分かるのか。 ○ 庄原支所発注の工事は全て指名業者数が同じだと見受けられるが、選定の考え方が同じなのか。 ○ 指名業者の数が全て5者とあるが、もう少し指名業者を増やすことは出来ないのか。 ○ 庄原支所の案件はほとんど1者応札で、同じ業者が同程度の落札率で落札をしている。しかし、抽出事案3の応札者が2者いる場合では、当該業者の落札率が高くなっている様に感じる。 ○ ほとんどが1者応札であり、競争性が働いていない様に感じる。なぜこのようになっていると考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指名にあたって災害復旧工事では地域性が大きな判断要素。考え方として、旧町単位を基本に管内を5区分に分割し、区分エリア内の者を最優先で指名し、区分エリア外の者に関しては距離で機械的に判断している。 ○ 分からない。 ○ 同じ考え方である。 ○ 平成30年災、令和2年災害、令和3年災害と多発している中で、他のエリアで指名競争入札を発注しても、応札者は1者または2者である。このため、他のエリアの業者も含めて、指名業者を増やしたとしても応札の増加が期待出来る状況ではないと判断し、5者の指名とした。 ○ 当該者の応札価格が、本件で99.9%に対して、1者応札で落札した案件も約99%であり、大きな差があるとの認識はない。 ○ 業者が災害の工事を多数抱えており、手一杯な状況であるためと考える。そんな中でも、地域の業者の使命感や誇りから、施工を請け負ってくれている状況である。 |
|---|--|

【北部建設事務所 庄原支所長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案4 県庁中庭植栽基盤改良その他工事

意見・質問

回答

○ 随意契約の理由を緊急の必要があるとしている理由はなにか。

○ 植樹の時期が決まっており、3月までに植樹をしなければいけない中で、緊急とした。

○ ウッドデッキの工事が終わってからでなくても、植栽は植栽で工事を出来なかったのか。
また、中庭の設計をしている業者がそのまま、落札に入っているのはなぜか。

○ 現在、県庁舎敷地を活用した民設民営の憩いの場の整備を進めるため、事業提案を公募し、事業運営者として選定した者と連携して事業を進めているところ。

県庁中庭は、元々、県庁正面玄関からの展望を主に中庭を鑑賞する造園設計をしており、事業運営者からは、中庭をうまく使いながら敷地の回遊性を高めるという提案がなされている。

こうした中で、正面玄関からも、かつウッドデッキからも違和感なく鑑賞出来る形を作る必要があったため、ウッドデッキの進捗状況に応じて、植樹の工事を行う必要があった。

また、設計業者は、樹木の定期点検をお願いしている等、県庁中庭に精通している事などから随意契約をお願いした。

○ 今後も設計をお願いしている業者に植え替え等をお願いするという事か。

○ 今後については、庭園の価値を考えながらどういう風に見えるか検討していきたい。

○ ウッドデッキには庭園を見るためのテーブルが少ないと感じた。テーブルを増やす可能性はあるのか。

○ 皆さんの声を聞きながら検討していきたい。
実際に、ウッドデッキを通る方もいるので、通路という意味でのスペースも確保しなければいけないと考えているが、テーブルを増やすという選択肢も考えられる。

しかし、執務室が隣にある関係で、テーブルを増やしすぎると、にぎわった声が、業務に支障があるかもしれないのでバランスを見ていきたい。

【財産管理課 県有資産活用担当監】

審議内容

議題（２） 抽出事案について

賃貸借物件における内装工事等の取扱いについて

意見・質問

回答

○ 内装工事等の例で言えば、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」ことの根拠として、賃貸借契約の特約で規定していることのみが記載されているケースが見受けられる。

これらの個々のケースについて、妥当性を否定するものではないが、本来は、この種の随意契約の妥当性は、その特約の必要性が前提となって初めて説得力があるものになる。

このため、随意契約の理由の整理にあたっては、それらも含めて、地方自治法の趣旨に沿っているということを明確にするようにしてもらいたい。